**教えて！自動車保険！**

**vol.8**

**～ちょっとした疑問を解決～**



**友人・知人の車（他車）を借りて運転**

**万が一事故を起こした場合、自分の自動車保険は使えるの？？？**

「他車運転特約」が付いていれば、自分の自動車保険の内容に準ずる補償を

受けることができます。（損保ジャパン・三井住友海上は自動付帯）

※保険会社によって細かい規定の違いがあります。

※運転者の限定がある場合は、他車運転特約もその運転者の範囲内になります。

****

**対象となる「他車」とは？？？**

一時的に借りた、他人の車（\*自家用8車種）

**≪注意≫**

自分や同居の親族名義の車は対象外です！！！



**こんな時、「他車運転特約」で補償されるの？？？**

**Q.レンタカーを運転していて事故を起こしてしまった。**

A.レンタカーが\*自家用8車種であれば**補償されます。**

 ※レンタカーで加入している保険でカバーしきれない場合に他車運転特約が適用されます。

**Q.友人から借りた車で走行中、飛び石でフロントガラスにひびが入ってしまった。**

A.ご自身の自動車保険に車両保険がセットされている場合

**補償されます。**

**Q.会社の車を借りて、プライベートで運転中に事故を起こしてしまった。**

 A.**補償されます。**

　　　　　　 　※ただし、業務使用中、自家用8車種以外の場合には補償されません！



　　　　 　**Q.友人から借りたバイクで事故を起こしてしまった。**

　　　　　 A.**補償されません。**（\*自家用8車種以外のため）

 **Q.路上に停車中、パーキングに駐車中の事故。**

　　　 　　　　A.**補償されません。**（走行中の事故のみ補償とする保険会社が一般的）

　　　　　 **Q.借りた車を壊してしまった。**

A.自分の自動車保険に**車両保険がない場合は補償されません。**

※単独事故を補償しないタイプの契約で単独事故⇒補償されません。

※使える場合でも、保険金は借りた車の時価額が上限。

****

**等級はどうなるの？？？**

自身の車の事故と同様に保険を使うと等級は下がります。